

新居浜市公告第47号

新居浜市高効率照明整備事業に係る公募型プロポーザルの実施について

新居浜市高効率照明整備事業に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

令和5年4月5日

新居浜市副市長 加藤 龍彦

1 業務の概要

- (1) 業務名 新居浜市高効率照明整備事業
- (2) 業務内容 別記「新居浜市高効率照明整備事業仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和16年3月31日まで
- (4) 提案上限額 177,600,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

2 事業担当課

〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市市民環境部環境エネルギー局カーボンニュートラル推進室
電話 0897-65-1284（直通）
FAX 0897-65-1255
E-mail zerocarbon@city.niihama.lg.jp

3 応募条件

(1) 応募者

ア 本事業を行う能力を有する単独企業又は複数の企業で構成するグループとする。

イ 応募者がグループの場合は、事業役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、事業遂行の責を負うものとする。

ウ 参加表明時は、応募者の構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

エ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案及び契約等に関する諸手続を行うこと。

オ 提案書提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とする。ただし、設立条件などに関しては、本市と協議した上で合意を得る必要がある。

(2) 応募者の役割

ア 応募者は、次の役割を全て担い、応募者がグループの場合は各構成員が当該役割を分担するものとする。

(ア) 事業役割

本市との対応窓口となり、契約等の諸手続き及び業務のとりまとめを行い、事業遂行の責を負う。

(イ) 設計役割

設計・計画に関する業務を実施する。

(ウ) 施工役割

施工・施工管理に関する業務を実施する。

(エ) 維持管理役割

維持管理に関する業務を実施する。

(オ) その他役割

上記(ア)～(エ)のほか、必要な業務(照明の設置状況の把握、電力会社への各種申請等)を実施する。

イ 応募者がグループの場合は、グループ代表者及び各構成員間の役割に関する合意書(任意様式)を本市に提出すること。なお、その合意書には、各役割を担う事業者全員が、本市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

(3) 応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。応募者がグループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たすこと。ただし、アについては、全ての構成員が要件を

満たすこと。

ア 応募者は、参加表明書及び資格確認書類の提出期限日（令和5年5月12日（金））までに、令和5・6年度新居浜市入札（見積）参加資格申請書を提出し、入札参加資格を有すると認定されていること（認定期間が有効であること）。

イ 参加表明書及び資格確認書類により、新居浜市高効率照明整備事業公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

ウ 各種対策により対象設備のエネルギー削減効果を提案できる者であり、削減量が達成できない場合は、保証措置を講じることができる者であること。

エ 事業役割を担う者は、屋外照明灯のLED化におけるESCO事業の事業者としての実績（国の機関、地方自治体又は公共団体等が発注した業務を直接受注したものに限る。）を有すること。

オ 事業役割を担う者は、愛媛県内に本店、支店又は営業所を有すること。

（4）応募者の制限

次に掲げる者は、応募者及び応募者の構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 公告日から提案書提出までの間に、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けている者

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者（民事再生法の規定に基づく再生手続開始決定又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始決定がされている者を除く。）

エ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）と認められる者

オ 新居浜市税、国税又は県税を滞納している者

(5) 市内事業者の活用

応募者は、既設設備の撤去工事及びE S C O設備の設置工事並びに維持管理において、可能な限り、市内の電気事業者を優先的に活用し、地域への経済波及効果に資するよう十分に配慮すること。

4 参加資格確認申請書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書（様式第2号）を作成し、関係書類とともに持参（閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内）又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）により提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和5年5月12日（金）17時15分

(2) 提出先

2の事業担当課

5 参加資格確認結果の通知

令和5年5月19日（金）までに事業担当課から文書及び電子メールで応募者に通知する。

6 プロポーザル関係書類の配布

新居浜市のホームページ（<https://www.city.niihama.lg.jp/>）のトップページ上の「組織できがす」→「市民環境部」→「カーボンニュートラル推進室」画面を展開し、「新着情報」上の関係資料をダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合は、次により配布する。

(1) 配布期間

公告日から令和5年5月12日（金）までの閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内

(2) 配布場所

2の事業担当課

7 優先交渉権者の特定

企画提案の審査は、新居浜市高効率照明整備事業公募型プロポーザル選定委員会において、企画提案関係書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に、審査基準に基づき、総合的に評価及び判断し、優先交渉権者を特定する。

8 その他

- (1) 優先交渉権者の特定後、本市との協議を経て契約締結を行う。
- (2) 企画提案書その他の関係書類の作成及び提出に要する経費、その他本事業の企画提案参加に要する経費は、参加者の負担とする。また、提案報酬は、支払わないものとする。
- (3) その他詳細については、実施要領による。